

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人らの弁護人岡邦俊、同古瀬駿介の上告趣意は、憲法一四条、二八条、三一条違反をいうが、その実質は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五七年四月一九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	本	山		亨
裁判官	中	村	治	朗